

路上喫煙等に係る過料の督促に関する事務取扱要綱

(督促状)

第1条 地方自治法第231条の3第1項に規定する督促は、督促状(第1号様式)によるものとする。

2 督促状は、納期限までに徴収金が完納されない場合において、納期限後30日以内に発行する。

(納期限)

第2条 督促状の納期限は、督促状を発行した日の翌日から起算して14日以内とする。

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

第1号様式

督促状

年 月 日  
京都市長 印

氏 名	
違 反 内 容	路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等 (京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条違反)
違反行為の日時	年 月 日 時 分
違反行為の場所	
過料の未納額	円
指 定 期 限	年 月 日

備考 この様式に、納付の場所及びこの督促に不服がある場合における救済の方法を記載すること。